

## 転入された方へ

転入された方で、下記に該当する方は、各課の窓口で手続きを行ってください。  
 なお、詳しくは担当課にお問い合わせください。

※手続きの際にお聞きした情報により、担当課からご連絡する場合があります。ご了承ください。

	対象となる方	手続きなど	持ち物
市民課 庁舎東館1階	転入前の住所地で 交付された運用中の マイナンバーカードを お持ちの方  ①継続利用を希望される方 ②継続利用を希望されない方	①暗証番号の入力が必要となります。 ※継続手続きをせず、転入届をした日から90日を経過 すると、カードは自動的に使えなくなります。  ②マイナンバーカードの返納申請をしてください。 その他、詳細はお問い合わせください。	①②とも ・マイナンバーカード ・数字4桁の暗証番号
	署名用電子証明書の 交付を受けている方	住所変更により、署名用電子証明書が自動失効します。 引き続き利用される方は、マイナンバーカードをご持参 のうえ手続きをしてください。(暗証番号の入力が必要 となります。) 有効期間は、利用者証明用電子証明書と同じ期間です。	・マイナンバーカード ・アルファベット大文字と数字を組み合わせ た6～16桁の暗証番号
	印鑑登録をする方	前住所地の印鑑登録は、転出日以降自動的に廃止され ます。必要な方は、新たに可児市で登録の申請をしてく ださい。	・登録する印鑑 ・官公署発行の顔写真のついた本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポ ートなど)
国保年金課 庁舎東館1階	国民健康保険の加入者	加入の手続きをしてください。	・マイナンバーカード(お持ちの方) ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの ・在留カード(外国籍市民の方)
	国民年金の加入者	住所変更の手続きをしてください。 ※会社を退職してから転入された方、海外から転入さ れた方で、国民年金への加入手続きがお済みでない方 は届出が必要です。	・マイナンバーカードまたは年金手帳・基礎年 金番号通知書(厚生年金保険資格喪失連絡 票が必要な場合があります。) ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの
	後期高齢者医療制度の 加入者	加入の手続きをしてください。  ※県外から転入される方で、介護保険施設等へ入所さ れる場合は、担当窓口へ申し出てください。	県外からの転入の場合 ・負担区分等の証明書  県内からの転入の場合 ・前住所地での資格確認書
上下水道料金課 庁舎西館1階	上水道・下水道を 使用される方	上水道・下水道の開始、名義変更が必要です。窓口へお越しください。 (手数料が必要となる場合があります。) ※集合住宅(アパート等)によっては、手続き不要の場合もあります。	
	井戸水等を下水道へ 流される世帯の方	下水道使用料の算定の基礎となる人員数の届け出が必要となりますので、手続きをしてください。	

対象となる方

手続きなど

持ち物

<p>児童手当を受けている方</p>	<p>申請の手続きをしてください。 前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしないと支給されない月が生じる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金通帳(申請者名義のもの)</li> <li>・申請者の健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定書、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか)</li> <li>※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。</li> <li>・申請者、配偶者のマイナンバーが確認できるもの</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> <li>※申請者は生計の中心者です。</li> </ul>	
<p>児童扶養手当を受けている方</p>	<p>前住所で手当を受給されていた方は、転入の日から14日以内に手続きをしてください。 新たに申請される方は、事前にご相談ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・預金通帳</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> <li>・状況により追加で書類の提出が必要な場合があります。</li> </ul>	
<p>身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方</p>	<p>お持ちの手帳の住所変更の手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お持ちの手帳</li> <li>・写真(精神・療育で県外からの転入のみ)</li> <li>・本人のマイナンバーが確認できるもの</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	
<p>自立支援医療 (精神通院医療・更生医療・育成医療) を受けている方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉手帳(お持ちの方のみ)</li> <li>・受給者証</li> <li>・健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか)</li> <li>※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。</li> <li>・マイナンバーが確認できるもの</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	
<p>養育医療を受けている方</p>	<p>前住所で手続きされていた方で、引き続き入院医療が必要な場合は、手続きをしてください。</p>	<p>詳細は福祉支援課にお問い合わせください。</p>	
<p>特別児童扶養手当を受けている方</p>	<p>前住所で手当を受給されていた方は、手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種障害者手帳(お持ちの方のみ)</li> <li>・預金通帳</li> <li>・世帯全員のマイナンバーが確認できるもの</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	
<p>特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当を受けている方</p>	<p>前住所で手当を受給されていた方は、手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金通帳</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	
<p>障害福祉サービス受給者証をお持ちの方 (持っていた方)</p>	<p>サービスを利用されていた方は、ご相談ください。 〔 18歳以上の方:本人及び配偶者のもの 〕 〔 18歳未満の方:世帯全員のもの ※ 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種障害者手帳及び障がい福祉サービス受給者証(いずれもお持ちの方のみ)</li> <li>・マイナンバーが確認できるもの ※</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	
<p>福祉医療費の 助成を受ける方</p>	<p>子ども</p>	<p>高校生世代(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の子どもがいる方は、転入日の翌日から30日以内に手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか)</li> <li>※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。</li> <li>・預金通帳(扶養者)</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>
<p>重度心身障がい者 (児)</p>	<p>身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、または療育手帳を所持されている方は、転入日の翌日から30日以内に手続きをしてください。 ※身体障害者手帳4級の方は所得制限があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか)</li> <li>※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・本人または被保険者の預金通帳</li> <li>・印鑑</li> <li>・世帯全員のマイナンバーが確認できるもの</li> <li>・窓口に来られた方の本人確認ができるもの</li> </ul>	

福祉支援課

庁舎東館1階

対象となる方

手続きなど

持ち物

福祉支援課

庁舎東館1階

福祉医療費の 助成を受ける方	母子家庭等	母子家庭の母と18歳未満の児童、または両親のいない18歳未満の児童を扶養している方は、転入日の翌日から30日以内に手続きをしてください。  ※18歳未満の児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日以前の方	・健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか) ※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。 ・預金通帳 ・同居者全員のマイナンバーが確認できるもの ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの  ※その他、必要書類は世帯状況により異なりますのでご相談ください。
	父子家庭	父子家庭の父と18歳未満の児童がいる方は、転入日の翌日から30日以内に手続きをしてください。  ※18歳未満の児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日以前の方	

※申請手続きが遅れますと、それに伴い助成開始も遅れます。

介護保険課  
庁舎東館2階

転入前市町村で介護保険の要介護認定を受けていた方	住所変更の手続きをしてください。	・受給資格証明書…転入前市町村で交付された方のみ(未交付の方は、窓口でお申し出ください。) ・健康保険の加入情報の分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定書、マイナポータルから印刷した資格情報のうちいずれか) ※マイナポータルで保険情報を提示できる場合は、画面をご提示ください。 ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの
65歳以上の方	住所変更の手続きをしてください。	・窓口に来られた方の本人確認ができるもの

高齢福祉課  
庁舎東館2階

認知症高齢者等見守りシールの利用を希望する方	申請の手続きをしてください。  ※対象者は、市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ア 65歳以上で認知症により行方不明となるおそれのある方 イ 医師により初老期における認知症(40から64歳)と診断された方で、行方不明となるおそれのある方	
------------------------	--	--

税務課  
庁舎東館2階

原動機付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方	可児市の標識(ナンバープレート)を交付します。転入してから15日以内に登録手続きをしてください。  ※125ccを超える二輪車、軽自動車はできません。	・前住所地発行の廃車証明書 ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの ※125ccを超える二輪車は岐阜運輸支局に、軽自動車は軽自動車検査協会岐阜事務所にお問い合わせください。
------------------------	---	---

学校教育課

庁舎西館4階

児童・生徒又はその中 の児童・生徒の方	公立学校へ転入学する	入学通知書に記載されている学校へ連絡のうえ、その学校で手続きをしてください。	学校へ持参するもの ・入学通知書 ・前の学校で発行の転校に関する書類
	私立学校、海外の学校等に在籍している	学校教育課へ届け出てください。	・私立学校等の在籍証明書または生徒手帳など
	外国籍の児童生徒	学校教育課で手続きをしてください。	・パスポート ・在留カード
	来年度の 新小学一年生	7月～3月の転入の場合、入学予定の学校と学校教育課へご連絡ください。	
就学援助(給食費・学用品費等の援助)を希望される方	経済的な理由によって、お子さんの就学が困難となる世帯が対象です。学校または学校教育課へご相談ください。		

環境課  
庁舎東館4階


犬の所有者	犬の住所地変更手続きをしてください。	・犬の鑑札
-------	--------------------	-------

対象となる方

手続きなど

持ち物

可児市子育て健康プラザ  
マリーノ2階  
保育課

<p>保育園・認定こども園 (保育認定)に入園を 希望する方 (現在利用中の園に引き続き 通いたい場合も含む)</p>	<p>入園申込手続きをしてください。なお、ご利用中の園に 引き続き通いたい場合は、保育課にご相談ください。</p>	<p>家庭状況等により必要書類が変わるため、手 続きに必要な書類等は、保育課窓口にお問 い合わせください。</p>
<p>幼稚園・認定こども園 (教育認定)・認可外施設に 入園を希望する方 (現在利用中の園に 引き続き通う場合も含む)</p>	<p>希望する園に直接ご相談ください。 また、保育料無償化の認定を受ける手続きをしてくだ さい。(ご利用中に引き続き通いたい場合を含む) ※認定を受けていない場合、保育料は無償化の対象と なりません。</p>	<p>家庭状況等により必要書類が変わるため、手 続きに必要な書類等は、保育課窓口にお問 い合わせください。</p>
<p>乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の利用を希望される方</p>	<p>ウェブ又は窓口で利用認定の手続きを してください。</p>  <p>ウェブ申請</p>	<p>家庭状況等により必要書類が変わるため、手 続きに必要な書類等は、保育課窓口にお問 合わせください。</p>
<p>学童保育(キッズクラブ)に 入室を希望される方</p>	<p>保育課にご相談ください。</p>	

可児市子育て健康プラザ  
マリーノ2階  
健康増進課

<p>妊娠中の方</p>	<p>前住所地で交付された、 ・未使用の妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・新生児聴覚検査 ・産婦健康診査 ・1か月児健康診査 ・RSウイルスワクチン の受診票・予診票について交換手続きをしてください。 (交換できない場合もあります。) ※未使用の受診票が無い方も健康増進課へご連絡くだ さい。</p>	<p>・母子健康手帳 ・前住所地発行の妊婦健康診査・妊婦歯科健 康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か 月児健康診査の受診票・RSウイルスワクチン の予診票(未使用分がある場合)</p>
<p>・0～13歳未満の子 ・中学1年生～高校1年生 に相当する年齢の女性</p>	<p>予防接種歴の確認、母子健康事業ご案内のため、母子 健康手帳をご持参のうえ必ず手続きをしてください。 ご年齢に合わせて予診票発行などを行います。</p>	<p>・母子健康手帳 ・前住所地発行の予防接種予診票(未使用分 がある場合)</p>

※乳幼児健康診査や各種教室、相談、予防接種、成人各種健康診査などは、健康増進課にお問い合わせください。

**i** 可児市の情報コーナー

災害・緊急情報をいち早く入手！市からのお知らせも受け取れます♪










下記Facebook、  
X(旧Twitter)でも、  
情報が受け取れます！

広報紙がスマホで読める





詳しくは  
こちら



SNSで可児の情報を手軽にゲット♪

#かにスタ




Instagram




Facebook




X (旧Twitter)




YouTube

Instagram、  
Facebook、  
X(旧Twitter)には  
私も投稿するよ♪



可児市ふるさと広報大使  
塚本明里さん

※スマートフォンや携帯電話などによるウェブサイトの閲覧はパケット通信料が発生します。